

Jトピック



「エアコンのフロンを抜く作業」社内研修会 (2009年12月15日実施)

一作業手順におけるポイントー 講師：(株)クリーンセンター 新子専務

- ① 作業前にフロンの種類を確認する。異種類のフロンを混ぜたら爆発の可能性がある。
- ② フロンを抜くピンポイントの選択。(重要)ずれるとフロンが漏れる可能性がある。
- ③ 圧力の調整をしながら抜いていく。一気にあげると機械が壊れる可能性がある。

(丹野 謙二)



「廃棄物管理士」取得しました。

「中谷 実」平成21年12月10日廃棄物管理士取得

廃棄物管理士とは、廃掃法の概要から、委託契約書、マニフェスト、帳簿までの廃棄物に関する基本的な事項を学び、知識を習得し、審査合格者に与えられる資格です。

大阪府産業廃棄物協会 認定 (弊社取得者 計4名)



◆◆◆◆◆ 編 集 記 ◆◆◆◆◆

新春の候、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。
J通信を発刊するにあたり、お客様には色々なご要望を頂きありがとうございます。
また、お伺いする事がございますが、ご指導、ご鞭撻の程お願い申し上げます。
ご指摘などがございましたら真摯に受け止め、よく考え、物事を進めていきたいと思っております。
新たな年を迎え皆様にとって、本年にご多幸がありますようお願いいたします。

平成22年1月1日

吉本 聖美



J-通信 report 第3号

〒538-0041 大阪市鶴見区今津北3丁目3番13号

有限会社城東衛生
tell (06)6969-5351
fax (06)6963-5338

株式会社ジェイ・ポート
tell (06)6963-5351
fax (06)6963-5338

株式会社ジェイブリッジ
tell (06)6969-6336
fax (06)6963-0027

ご 挨拶

謹んで新年のお祝いを申し上げます。
旧年中はひとたならぬご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。
さて昨年は政権交代など国内外で「CHANGE」がありました。また清水寺でその年を象徴する漢字が発表されますが、昨年は「新」でした。私共も、先代の父親である樋下建二より事業継承を行いました。「温故知新」の精神で経営する上で、変えるべきでない企業理念や文化等はしっかりと継承し、より社会に根付かせ、そして時代と共に変えないといけないものは、早急に「CHANGE」をして参りたい所存でございます。

さて今年2010年は、庚虎八白土星 (2010年2月4日から2011年2月3日) という星ということで、ある本によると今年のキーワードは「チームワーク」「連帯感」「自立」だそうです。2009年は「整理整頓」「悪いものを出しきる」という年だったらしく、悪循環を断ち切り、本当に進みたい方向性を考えさせられた年ではなかったでしょうか。

廃棄物業界も相次ぐ規制強化の中で、次の時代を模索する事が急務で、環境に携わる企業として政府指針の3R (リデュース・リユース・リサイクル) を進めていかないと、世の中で不必要な企業になってしまいます。まずは「お客様の環境に対してのニーズがどこにあるか？」に関心を向けることから始まり、いつでも心安く相談される距離でありたいと常に考えます。そのためには信頼関係の構築が不可欠で、その基本のコミュニケーションを大切にしたいと思っております。今年社員一同、社業発展に専心することはもちろん、お客様とも「チームワーク」「連帯感」で環境によりよい共生社会を創る元年と思っておりますので、何卒、倍旧のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

また貴社御一同様のご多幸と、貴社のご繁栄を心よりお祈り申し上げます。

平成22年1月1日
代表取締役 樋下 茂



「一般廃棄物」排出・処理状況 ゴミ2.3%減に!

環境省は、平成21年11月21日付で、一般廃棄物(ごみ及びし尿)の排出及び処理状況等(平成19年度実績)を公表。平成19年度のごみ総排出量は、前年度の5,202万tより2.3%減少した5,082万tで、1人1日あたりのごみ排出量も前年度の1,115gより2.3%減少し、1,089gとなった。総資源化量・リサイクル率は着実に増加、最終処分量は前年比6.8%減少している。ごみ焼却施設は、集約化により施設数は減少したが、1施設当たりの処理能力は微増。発電設備を有する施設は全体の23.0%で、総発電能力は増加している。最終処分場は、残余容量は平成10年度以降9年間続けて減少、最終処分場の数は平成8年度以降11年間続けて減少し、最終処分場の確保は引き続き厳しい状況。最終処分量が減少していることから、残余年数は横ばい。関東ブロック、中部ブロック等では、最終処分場の確保ができず、域外に廃棄物が流出し、最終処分が広域化している。

大阪市公認 一般廃棄物処理の事なら
有限会社 城東衛生
J-PORT 産業廃棄物処理ならジェイポートにお任せください!

遺品整理.com
不用品処分でお困りの方は
不用品回収は「かたづけ名人」

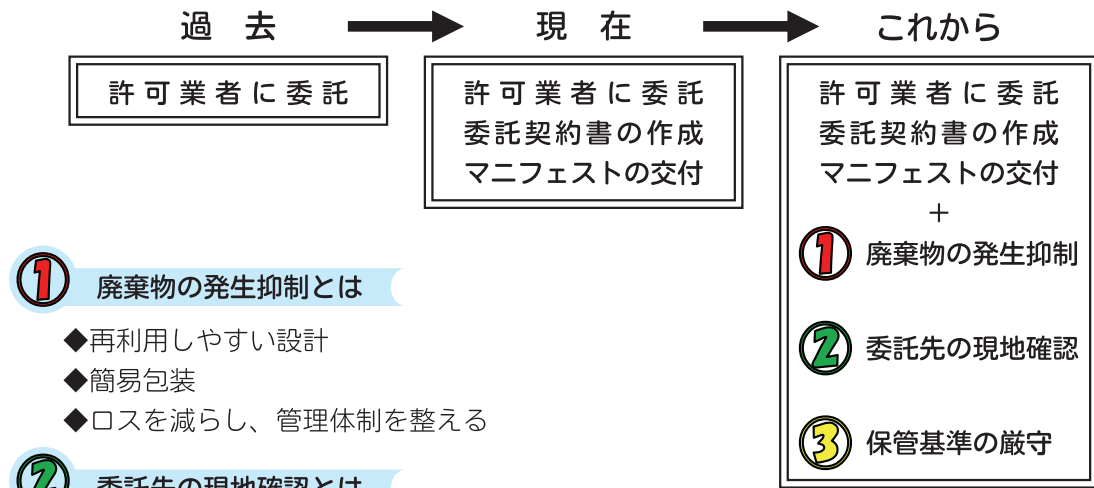
JBRIDGE

今の特集 法改正!?!「環境規制の方向性」



「廃棄物処理法」2010年法律改正へ向けての方向性をピックアップしました。

廃棄物管理面でのコンプライアンスの方向性



① 廃棄物の発生抑制とは

- ◆再利用率しやすい設計
- ◆簡易包装
- ◆ロスを減らし、管理体制を整える

② 委託先の現地確認とは

処理業者の現地確認がなぜ必要なのか？

今回の廃棄物処理法の見直しで企業が最も注目しているのは、委託先処理業者の現地確認を義務付けるかという事です。都道府県の条例では、定期的な現地確認を求めるものが既にいくつかあり、改正によって全国的な規制になる可能性が高い。「排出業者は、委託契約書に沿って適切に実施されている事を定期的に確認するべきである。方法としては、現地に確認する事や委託業者から情報提供等により確認する事が考えられる。」(廃棄物処理制度専門委員会からの提案) 現時点では、「現地確認と情報提供を、どの様に組み合わせるかなど具体的な確認方法は決まっていない。」(環境省より) 仮に現地確認が義務付けられれば、人件費などの負担が企業にのしかかる。しかしながら、規制の有無に関わらず、自主的に監査制度を導入し、監査員が、全国約220の処理業者に毎年出向き、目で見て確認をするという事を取り入れている企業もある。

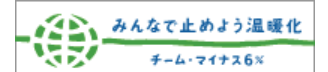
③ 保管基準の厳守

- ◆排出事業者が、自ら処理する場合にも記録の保管義務化
- ◆事業所外で廃棄物を保管する際の届け出の義務化 (ごみ置き場の届け出の義務?!)

マニフェストA票の保存義務化

マニフェスト(産業廃棄物管理票)は、交付した際にA票を手元に残し、収集運搬、中間処理、最終処分のそれぞれの処理が完了した時点で、B票、D票、E票が戻ってくるという仕組みになっている。A票は、どのような処理を委託したかを示す貴重な記録だ。不法投棄事件が起こった場合などは証拠となる。しかし、現況は一定期間内に他の伝票が戻ってきたかを確認する義務はあったものの、A票の保存義務は法律にない。(執行規則には規定があったが、法律ではない為、罰則を適用できない。)そこで改めて法律に盛り込まれる事となる。

環境トピック



大阪市太陽光発電補助制度



平成21年6月に議決された補正予算では、「大阪の未来創生事業」の一環として、太陽光発電補助事業を拡大。今年度のみ補助金額を増額し、1kwあたり10万円、上限額は戸建てで40万円、事業所・共同住宅で200万円とする。また、学校や市庁舎、区役所への太陽光発電システム設置予算も計上し、**グリーンエネルギー**への転換を推進する。

グリーンエネルギーとは

環境に負荷のかからないエネルギー。つまり、使用することにより大気汚染物質や二酸化炭素等の排出がない安全なエネルギーの事。太陽エネルギー、地熱、風力、水力などの自然エネルギー及び水素エネルギーなどを指す。

ゼロ・エミッションとは

産業活動から排出される廃棄物など全てを、ほかの産業の資源として活用し、全体として廃棄物を出さない生産のあり方を目指す構想、考え方。



グリーン電力証書システム

自然エネルギーにより発電された電気の環境付加価値を、証書発行事業者が第三者機関(グリーンエネルギー認証センター)の認証を得て発行し、「グリーン電力証書」という形で取引する仕組みです。証書を購入する企業・自治体などが支払う費用は、証書発行事業者を通じて発電設備の維持・拡大などに利用されます。発電設備を持たなくても、証書発行を受けたグリーン電力相当量の自然エネルギーの普及に貢献できるため、地球温暖化防止につながる仕組みとして関心が高まっています。

メリット

- ◆「Green Power」マークを商品や、パンフレットに付けることにより、環境貢献を対外的にPRし、それにより付加価値が付く。
- ◆環境報告書・CSRレポート等への記載や、ISO14000シリーズの取得・更新にも利用できる。
- ◆電力会社のエリアに関わらず、最も効率的な自然エネルギーの利用可能となる。
- ◆電気自体の売電収入
- ◆環境付加価値の提供による収入
- ◆CO₂削減、環境改善に貢献できる。

